

第2期小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針について

令和元年 8 月

1.はじめに（国の方針について）

平成 26 年 12 月、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定するよう通知があった。本市では、平成 27 年度に「小城市人口ビジョン」と「小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、国の総合戦略と同じ平成 27～31 年度の 5 年計画として、地方創生交付金等を活用しながら地方創生の取り組みを推進してきたところである。

国は、第 1 期総合戦略の最終年度である令和元年度に 5 年間の検証と、次の 5 年計画となる第 2 期総合戦略を策定することとしている。さらに国は、地方公共団体が策定している地方版総合戦略においても、計画期間に切れ目なく策定するよう地方公共団体へ通知を行った。

上記を踏まえ、本市においても第 1 期の 5 年間で本市の特色を活かした取り組みを進めてきた事業やその効果や結果を検証し、今後も県や民間企業などとさらなる連携を図りながら、地方創生に関する取り組みを進めていくことに加え、地方公共団体が地方創生関連交付金等を活用するためには、地方版総合戦略の策定が必須であることから、第 2 期総合戦略を策定について、次のとおり策定する方針である。

2.策定に当たっての基本的な考え方

（1）小城市人口ビジョンについて

小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に先立ち、2060 年の目指すべき人口の将来展望を示す「小城市人口ビジョン」の策定を行った。また、平成 27 年国勢調査を経て将来人口推計は変化しているため、国が提供する将来人口推計ワークシートを用いて将来人口推計の一定の見直しが必要か検証する。

（2）小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

国の第 2 期総合戦略を勘案して策定する。現在の小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 4 つの基本目標をベースに本市が安定した人口構造を保ち、自然増と社会増の両面から対策を進めるとともに、地域の活性化を図り、将来にわたり本市が発展していくことができるまちづくりを進めるための基本的な指針として策定する。計画の構造上の変革としては、総合計画と整合する密度を上げ、両計画の推進力を向上させ、より強固な効果的効率的な行政運営を目指す。また、引き続き重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年度検証を実施する。特に、地方創生関連交付金等を活用していきたいため、庁内連携をさらに深めて地方創生推進交付金の申請等を検討したい。また、国が示す第 2 期における新たな視点を盛り込んでいく検討が必要である。

（3）第 2 次小城市総合計画との関係について

市の最上位計画である第 2 次総合計画の施策体系をベースとした第 2 期総合戦略を策定する。

(4) 計画期間について

国は、地方創生は2060年を見据えた政策であり、地方公共団体が長期的な視点から地方創生に取り組むため、引き続き次の5年間(令和2年～6年)を第2期総合戦略の計画期間にすることとしている。(令和元年12月策定予定)

小城市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、国の計画期間を踏まえ、第2次総合計画と整合性を重視し、令和2年度から令和7年度までの6年間としたい。

3.計画策定の体制

(1) 小城市地方創生総合戦略有識者会議(外部)

小城市地方創生総合戦略有識者会議設置要綱に基づき設置し、総合戦略の策定及び推進に当たり広く有識者からの意見を聴取する。委員は、産業界・関係行政機関・教育機関(大学)・金融機関・労働団体・メディア(産官学勤労言)等で組織し、15人以内とする。委員の任期は2年。

(2) 小城市地方創生総合戦略推進本部(庁内)

小城市地方創生総合戦略推進本部設置要綱に基づき設置し、本部長(市長)、副本部長(副市長)、委員(教育長、各部長等)で構成する。総合戦略の策定及び推進に当たり全庁的に取り組むため、方針・内容の協議・検討を行う。また、下部組織として作業部会を設置する。

(3) 小城市議会

総合戦略は議会の議決が不要であるが、前回第1期策定時においては、次のような流れで議会に対して説明を行った。

【参考】前回策定時の流れ

H27年11月下旬 市議会勉強会 → 市議会勉強会実施日～12月上旬 パブリック・コメント

(4) 市民意見の反映

総合計画市民アンケート調査(平成29年4月～平成31年4月に毎年度1回実施)、第2次総合計画まちづくり市民会議ワークショップ等を活用し、広く市民各層から、地域における課題やまちづくりに対する意見などで市民意向を把握するとともに、パブリックコメントを通じ広く意見を反映する。